



Title	元文の五孝子及び森鷗外『最後の一句』関連資料
Author(s)	佐野, 大介
Citation	懐徳堂センター報. 2008, 2008, p. 101-125
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/24397
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

元文の五孝子及び森鷗外『最後の一句』関連資料

佐野 大介

元文年間の大坂で、ある兄弟姉妹が、死刑に決まった父親の身代わりになりたいと奉行所に願い出るといふ事件が起つた。その事件の大筋は、元文三年、大坂堀江の居船頭である勝浦屋(かつらや・桂屋)太郎兵衛の雇う沖船頭新七は、秋田より大坂へ米を運ぶ際に嵐に遭い難破。米や船の損害は、実際にはある一部で済んだにもかかわらず全損と詐称し、差額を太郎兵衛と分配する。後このことが発覚、新七は逃亡するも太郎兵衛は逮捕される。二年後、太郎兵衛の死刑執行が決定すると、太郎兵衛の実子四人(いち・まき・とく・初五郎)と養子一人(長太郎)とが、自分たちを身代わりとして処刑し、父を助命するよう奉行所に願い出る。当初奉行所は取り合わなかったが、尋問が行なわれ、江戸に処遇を問い合わせる間処刑が延期される。その間に大嘗祭の特赦があり、太郎兵衛は減刑され、結果的に子供たちの願いが叶う」といふものである。このことにより、兄弟姉妹は、後に「元文の五孝子」と呼ばれた。

この事件は、後に森鷗外『最後の一句』の題材として取り上げられる。鷗外の日記によれば、その執筆は事件の発生から二百年近くを経過した大正四年九月十七日であるから、鷗外がなんらかの典拠によつたことは明らかである。長谷川泉氏「最後の一句」(『森鷗外論考』明治書院、昭和三七(年)が、この事件を記載した資料として根岸鎮衛『耳袋』・松崎堯臣『窓

の須佐美 追加』・大田南畝『一話一言』とを挙げ、なかでも『一話一言』が『最後の一句』の直接の典拠であるとしてより、この事件の典拠としてこの三書を挙げるのが学界の定説となっている。

直接の典拠という点では筆者の考えもこれに外れるものではないが、『一話一言』は中井塾菴『五孝子伝』を転載改変したものだと考えられる。また、筆者の調査によると、当該事件を記した資料はこれら三書の他にも多数存在する。そこで本稿では、元文の五孝子及び『最後の一句』関連資料群の比較研究の便を図るため、当該事件に関する各資料を紹介したい。

なお、本稿は、拙稿「元文の五孝子関連文献及び森鷗外『最後の一句』の解釈について」(『中国研究集刊』金号(総四六号)、平成二〇年六月掲載予定)で検討の対象とした資料群であり、両稿は相補完するものである。本稿と併せ参考されたい。

凡例

・本稿は、中井甕菴『五孝子伝』・松崎堯臣『窓の須佐美 追加』・根岸鎮衛『耳袋』・秋里籬島『撰津名所図会』(巻四)・『官刻孝義録』(撰津国)・暁鐘成『撰津名所図会大成』(巻一三下)・太田南畝『一話一言』(巻四)・政田義彦『浪速人傑談』・城井寿章『近世孝子伝』・鈴木重義『和漢孝義録』・保田安政『修身事蹟』・今川肅『賢女脩身事蹟』・蘆立文助『教統史譚』・佐藤緑葉『ポケット忠孝百話』・石川弘『通俗孝子伝』の載す「元文の五孝子」関連記述箇所を翻刻排列したものである。

・中井甕菴『五孝子伝』の底本として『懷徳堂五種』(西村時彦編、松村文海堂、明治四四年)、松崎堯臣『窓の須佐美 追加』の底本として『近古文芸温知叢書』第七編(博文館、一八九一年)、『耳袋』の底本として『耳袋』(東洋文庫二〇七・二〇八、根岸鎮衛著、鈴木棠三編注、平凡社、一九七二年)、『撰津名所図会』の底本として『撰津名所図会』(『名所図会叢刊』三・四・五、秋里籬島著、竹原春朝齋他画、新典社、一九八四年)、『官刻孝義録』の底本として『官刻孝義録』(菅野則子校訂、東京堂出版、一九九九年)、『撰津名所図会大成』の底本として『浪速叢書』七・八巻(浪速叢書刊行会、一九二七年)、『一話一言』の底本として『大田南畝全集』(濱田義一郎編、岩波書店、一九八五年)、『浪速人傑談』の底本として『続燕石十種』(水谷不倒・朝倉無声編、国書刊行会、一九〇八年)、『近世孝子伝』の底本として『近世孝子伝』(城井寿章著・佐藤元長校、槐陰書屋、明治七年)、『和漢孝義録』の底本として『和漢孝義録』(鈴木重義編、亀谷省軒評、光風社、明治一五年)、『修身事蹟』の底本として『修身事蹟』(保田安政、目黒書店、明治二四年)、『賢女脩身事蹟』の底本として『賢女

脩身事蹟』(今川肅、中近堂、明治二五年)、『教統史譚』の底本とし

て『教統史譚』(『仙台文庫叢書』第八集、芦立文助編、作並清亮出版、明治三〇年)、『ポケット忠孝百話』の底本として『ポケット忠孝百話』(佐藤緑葉編、日吉堂、明治四四年)、『通俗孝子伝』の底本として『通俗孝子伝』(石川弘、洛陽堂、明治四五年)を用いた。

・翻刻に当っては底本の文字にできる限り沿うよう留意したが、俗字・或字など印刷の都合上改めた箇所もある。また、一部を除きルビは省略した。

・読者の便のため、静音濁音の区別がない資料は静音を濁音に改め、句読点のない師匠は句点や読点を附した。

・拙稿「元文の五孝子関連文献及び森鷗外『最後の一句』の解釈について」(『中国研究集刊』金号(総四六号)、平成二〇年六月掲載予定)で用いた区分に従い、全資料を甲群・乙群・丙群に分けた。

・各資料を内容からいくつかの段に分け、対応するよう排列した。

・甲群に属する石川弘『通俗孝子伝』のみ分量が多いため、独立して記載した。また、『最後の一句』も甲群に属する。

・★◆等の記号は、本稿では内容の対応を優先させたため移動させてあるが、本来文頭に記号を附す一文が、文末に同じ記号を持つ一文の後に位置していたことを示す。

題 標	1	2	3
五孝子伝	<p>孝女あねの名伊知、年十六、次萬幾十四、次とく八ツ、次初五郎六ツなり、</p>		<p>父かつらや太郎兵衛、大船を作りて、舟をさかこをやしなひ、北國がよひせさせて、大阪堀江橋通</p>
浪速人傑談	<p>孝女以知 弟妹四人</p> <p>★太郎兵衛に子五人あり、姉の名いち(年十六)次女まき(年十四)三女とく(年八才)次に初五郎(年六才)外に長太郎とて(年不知)養ひ子あり、</p>	<p>浪花は日本第一の大湊なれば、巨船を造りて、東西に往来し、米穀、雑品を運送して業とするもの多し、</p>	
一話一言	<p>元文三午年大坂堀江橋近邊かつらや太郎兵衛事</p> <p>★然る處太郎兵衛が娘いち十六歳、次はまつ十四歳、其次長太郎十二歳、その次とく八歳、其次初五郎六歳、如此子供五人あり、</p>		<p>元文三午年大坂堀江橋近邊にかつらや太郎兵衛といふ者あり、大船をも</p>
撰津名所 図会	<p>元文四年 には</p>	<p>堀江橋町 堀江橋通</p>	
撰津名所 図会大成	<p>元文四年 には</p>	<p>堀江橋町 堀江橋通</p>	<p>元文四年 には</p>

にとしころ住居す、	舟にのりてゆくものを沖船頭といひ、家に居てか けひきするものを居船頭といふ、居船頭は太郎兵 衛なり、沖船頭は新七なり、	船に乗て行者を沖船頭と云、家に居て 指磨する者を居船頭と云、遠からぬ世 の事かとよ、(享保の末年也)堀江橋 町に、年頃住ける太郎兵衛と云者は、 彼居船頭なり、是に従ふ沖船頭を新七 と云へり、	つて船長水主を養ひて北國通路させ て是を渡世とす、	此父太郎 此父太郎 兵衛は、 兵衛羽州 羽州秋田 秋田通船 通船の居 通船の居 の居船頭 船頭なり。 なり
5 辰のとしのことにやありけん、新七におほせて、 出羽の秋田へゆきて、人の米そこばくつみて運賃 とりて大阪に歸らんとするに、風あしく舟そこな ひて、よゝとしてたすかる事あり、新七思ふやう 幸に米おほく残りたり、ありのまゝにせば米ぬし へつぐなひ、舟つくらふなど費おほかるべしとて、 米みなうしなひたるやうにはかりなして、窃にう りて金子にこしらへ、船をば水船にして大阪にか へりて、	一年、新七に仰せて、出羽の秋田へ行 て、米穀許多積て、運賃取て浪花にか へらんとするに、暴風波瀾を挙て、船 を大洋に漂はしめ、檣を折、楫を砕く、 辛じて助る事を得たり、新七思ふに、 此度の難船十死を出て一生を得て帰れ り、猶幸に米多く残りりと云ども、是 人の知るにあらず、有し儘にせば、米 主へ贖ひ、船をも補ふなど、費多かる べし、と米皆海底にしづみたる様に謀 なし、密に金銀に換へ、船をば水船に して、浪花に帰りて、	然るに去る辰の年にや新七に申付、 出羽國秋田へゆく人の方より米を多 く積て運賃をとり大坂へ登るとき、 海上にて風荒くして船も損じけれど も、漸に助命して大坂へ歸るに、新 七は今幸ひに米も多くいまだ残れ り、有體にせば米主へつくのひ可申、 所詮残らず破船の分にせんと、殘米 を潜に賣はらひ、金子にして船をば 水船にして大坂へ歸り、	太郎兵衛にひそかに申やう、此度海 上にて難風の次第、津々浦々迄も存	犯罪の事 犯罪こと ありて ありて
太郎兵衛にむかひて、罪おそろしけれど、かく はからひぬとて、金そこばくとり出で、これおさ	夜に入り、太郎兵衛が許に至り、罪懼 しけれどかく計ひぬ、と金許多く取出	太郎兵衛にひそかに申やう、此度海 上にて難風の次第、津々浦々迄も存	犯罪の事 犯罪こと ありて ありて	

6	7	8	9
<p>めいれよといふ、太郎兵衛ひがことするなと見つゝ、金に心やうつりけん、あなかし二人にもらすなとて、ふかくかくして、さて人をやりて水船をもうりて、よろづ其浦邊の法にまかせて事すみぬ、</p>	<p>米ぬしあやしと見る事ありて、やがてさぐりたづねて證據をとりて、大阪のおほやけにうたへ出たり、</p>	<p>さらば新七をめせとてめすに、かいくれにゆきかたなし、居船頭めせとて太郎兵衛はらうこくせられて、</p>	<p>妻子は其町へあづけられて、新七を尋させたまへど、午のときまで三とせのとしころ出きたらず、今はかりにせんとて、太郎兵衛が罪ろんきはまり、罪のよし高札にするして、霜月廿三日木津川口にさらして、廿五日にきらるべきにさだまりぬ、</p>
<p>て、是納めいれよ、と云、僻が事するとは知れど、もとより楊震が賢にあらざれば、深夜知る者なしと思ひ、穴かしこ、人に洩すな、とて深く隠し、扱人をやりて水船をも売て、万其地の公法に任せて事済ぬ、</p>	<p>米主怪しと見る事有之、やをら探索て、証拠取て、浪花の庁所（奉行所）へ訴へ出たり、</p>	<p>さらば新七召せ、と有しに、かゝるれに行方なし、居船頭召せ、とて太郎兵衛牢獄にせられぬ、★</p>	<p>渠等母ともに其町長に預けられて、新七をたづねさせ給へど、三年に及んで未出来らず、今は代りせんとて、太郎兵衛が罪之論究り、其旨高札に誌して、十一月廿三日、木津川口に肆して、廿五日斬べきに定めぬ、</p>
<p>じたる事なれば、かやうに計らひたりとて、右の金子を出し渡しければ、太郎兵衛是は邪なる事とは思ひながら、當然の金子に心ひかれて、必々人にもらす事なかれと深くかくし、扱人を遣し彼水船をも賣拂ひ、其浦の法にまかせて事済けり、</p>	<p>然るに前の米主後に怪しと思ふ事有て、津々浦々を尋ねとひ此旨を聞出しければ、則大坂の奉行所へ訴へ出たり、</p>	<p>さらば太郎兵衛が船頭新七を召ける所に、此もの此事を聞よりも行方なく逃失ける、依之船主太郎兵衛を召れ、新七尋の内牢舎に被仰付、</p>	<p>妻子をば町内へ預られ、斯て新七を尋れども去午の年迄三年見へず、今は新七代りとして太郎兵衛罪科極りて、午霜月廿三日高札に罪の趣き書き記して、木津川口に三日さらし、同廿五日きらるべきに極りける、★</p>
		<p>既に刑に 行はるべ きに定ま りしを</p>	<p>既に刑に 行はるべ きに定ま りしを</p>

11		10	
<p>候、霜月廿三日としたゝめて、 のち御とり下され候はゞ、ありがたく存まららせ 理ある中の子なり、のこり四人を父のかかりにい おやのかかりに子五人とは申ながら、長太郎は義</p>	<p>りすべりいでゝ、燈をかゝけて書けるやうは、 なし、われらにしたがはしめんとて、やをらふた させん、おとゝ初五はいはけなし、のこりてせん 子なりをとこなり、とどめおきて父母のはごくみ ほやけにねがひ奉らんはいかに、長太はやしなひ さゝげて、父の身がかりにたゝんといふ事を、お なごかし給ふ事、ひとへにわれらを世にあらせて などのまよひなるべし、さればわれらがいのちを みて、神佛にもよくつかへたまふに、今かゝるつ てねむらずといふ、あねきゝて、さらばものいは んとて、耳もとによりて、父の心つねにはまめし く、神佛にもよくつかへたまふに、今かゝるつ みおかし給ふ事、ひとへにわれらを世にあらせて などのまよひなるべし、さればわれらがいのちを さゝげて、父の身がかりにたゝんといふ事を、お ほやけにねがひ奉らんはいかに、長太はやしなひ 子なりをとこなり、とどめおきて父母のはごくみ させん、おとゝ初五はいはけなし、のこりてせん りすべりいでゝ、燈をかゝけて書けるやうは、</p>	<p>孝女ら久しくあづけられて、よその事しるべきな らねば、父のうはさきかまほしくてあかしくらす に、あすなんさらしものになるよ、きららるべき よなどいひわたるを、廿二日になんきゝついたり、 あねはことさらにものをよくはず、夜に入つてもつ やゝめをもあはさで、ためいきふきてひとりご とすなるを、母も三人の子もよくいねたり、おま きなん聞とめて、あねご、やよ、われもかなしく てねむらずといふ、あねきゝて、さらばものいは んとて、耳もとによりて、父の心つねにはまめし く、神佛にもよくつかへたまふに、今かゝるつ みおかし給ふ事、ひとへにわれらを世にあらせて などのまよひなるべし、さればわれらがいのちを さゝげて、父の身がかりにたゝんといふ事を、お ほやけにねがひ奉らんはいかに、長太はやしなひ 子なりをとこなり、とどめおきて父母のはごくみ させん、おとゝ初五はいはけなし、のこりてせん りすべりいでゝ、燈をかゝけて書けるやうは、</p>	<p>彼妻子等、久しく預けられ、世間之事 知るべきならねば、其風説のみ聞まほ しさに、翌なん肆<small>さらしもの</small>者に成よし、斬べ き、なぞと云を、廿二日なん聞付て、 いちはず殊更食を忘れ、夜に入つて猶眠る 事あたはず、長く嘆息して独語す、母 も三人の子も熟睡したり、まきなん聞 とめて、姉女やよ、われも悲しくて睡 られず、と云、姉聞て、さらば物言は んとて耳元によりて、父之心常に実し く、神仏にも能つかへ給ふに、今か ゝる罪を犯し給ふ事、偏に我等をも世 にあらせてなぞの惑なるべし、され ば、我等が命捧て父の身代りにたゝん と云事を、願ひ奉らん、いかに、長太 郎は養ひ子なり、男子なり、とどめ置 て父母のはごくみさせん、とく、初五 郎はいとけなし、残て詮なし、我に従 はしめんとて、やをら二人すべり出で、 燈火をかゝけて書ける様は、</p>
<p>有難存まらせ候、霜月廿三日、と認</p>	<p>親の代りに、五人の子とは申ながら、 長太郎は義理有中の子なり、残り四人 を父の代りに命を御取被下候はゞ、</p>	<p>いづれも父牢舎の時より久しく預け られ、世間の事知らず暮しけるに、 父の噂の聞まほしくおもふ折から、 さる者ありて来る幾日切らるべき也 といふ沙汰を聞ゆへ、能々尋聞ば父 の事なりと廿三日に聞出したたり、姉 いちはず殊さら食をもくはづ終夜ね入 りもせずため息して獨言をいふに、 母と三人の子共はよくねいたり、 妹のまつ是をきゝ、姉さま私もいね られず悲しさといふ、姉さまあらばも の云んとて耳元へより父の罪を犯し 給ふも我々を養はんため也、然らば 今度父の命に代らん事を御奉行所へ 願ひ奉らん、長太郎は養ひ子なり、男 なればとめ置父母の養ひをさせん、 初五郎は未だ幼ければ残しても詮な し、我等に随はしめんと、頓て起出 て燈によりて書けるは、</p>	<p>親の代りに子ども五人と申ながら長 太郎は義理ある事に候、残り四人を 親の代りに命御取被下候はゞ、難有 可奉存候、</p>
<p>と</p>	<p>五人の孝 子父の命</p>	<p>五人の孝 子父の命</p>	<p>と</p>
<p>と</p>	<p>と</p>	<p>と</p>	<p>と</p>

<p>14 かせんとて、おしかへして又なく、引たつるに足あるを、親のいのちをこそ乞奉れ、この錢なにごとありければ、ぜにそこばくたまひてかへれとせとありければ、ものどらせてよくすかしてかへし、便なき事なり、物どらせて能すか</p>	<p>13 きてしりぞかず、</p>	<p>12 よといふに、きかずして、おほやけにいたりつく、</p>
<p>命をこそ乞奉れ、外之財何にせん、と</p>	<p>はた何をか願はん、速に帰りね、とあ</p>	<p>て、 扱、庁所へ赴くべき道さへ知らねば、 長太郎引起して、案内せさせて行く、 寒き夜既に白みたり、長太郎怪しみ尋 ねて、しかくのよしを聞いて、我も加 へよと言ふに、きかずして庁に至りぬ、</p>
<p>此段美濃守殿聞れけれども詮かたなく、不便のもの願ひ哉、物をとらせすかして歸せよとありければ、錢など賜りて歸れとあれば、親の命をこそ乞奉り候、錢など何にかはせ</p>	<p>歸らず、</p>	<p>と認入て御奉行所に出んとするに、 御奉行所はいづ方とも知らねば、長 太郎を起して案内させける、その夜 寒氣つよくありしかども、事ともせ ず行しが、程なく夜は明けたり、長 太郎もかくと聞て我をも願ひに入れ 給へといふに、姉兩人きゝいれず、 やうく御奉行所へ行至りぬ、</p>

<p>たゞず、かさねてこそうけひきたまはめとて、よ くとしておくり出しぬ、</p>	<p>て押返して、又泣泣引立つるに、足踏 事あたはず、重てこそ承諾たまはず、 とて漸くにして送り出しぬ、</p>	<p>んと推かへして、人々引立れども足 たゞず、やうくくと送り出したまひ けり、</p>
<p>15 をりしも太田侯、外の公事によりてこのたちへ入 らせ給ふ事あり、佐々のきみ、事のついでに、け ふなん哀なる願こそ候へとて、ありしやう物がた りしたまふ、げにさぞと聞しめして、誠に不便の ことなり、明日めし出して、ねがひのやうも誠か 偽かの所もあきらかならんやうに、はかりてとひ も見ばやとて、</p>	<p>折しも、司城の君、外之公事にて此官 舎に入給ふ事あり、庁の正事の序に、 今日なんあはれなる願こそ侍りつれ、 とて其様物語り有しに、さぞと聞し召 て、誠に不便の事也、明日召出して、 願の真偽厚薄糾明せばやとて、</p>	<p>折しも備中守殿も外の公事にて此館 へ涉り給ふ、美濃守殿のたまふやう、 今日かゝる哀れなる願ひこそ候と、 ありしまゝ物語りしたまひければ、 委しく聞し召、扱々不便の事や、併 實か偽りかの處を糾し見ばやと存じ 候まゝ明日罷出候様申て召出して尋 問ん也と、</p>
<p>16 あけの日、太田侯いなぎのきみこのたちにあつ まりたまふ、町をさ五人のものをつれて出るに、 庭上にはせめとほるべきための道具をかざり、き らば即きらんやうのありさまにて、其まへにかし こまらせて、なんちらがねがひ無益の事なり、命 かはらんといふも、ふたゝび逢見てなどおもふべ し、願のごとくすとも、まづなんぢらをせめころ して、さてかはらすべければ、逢みんことゆめあ るべからず、さらば父ころされて逢見ぬとことな ることなしとのたまへば、</p>	<p>翌日、司城之君東之正も、西之官舎に 集給ふ、町之長五人之者を連て出るに、 庭上には、荊鞭、鉄杖、杵械、枷鎖を かざり並べ、斬らば則斬らんやうの有 様にて、其前に跪居せしめ、汝が願更 に益なき事なり、命にかはらんと云も、 再会を思ふなるべし、願の如くすとも、 先汝等を責殺して、偕かはらすべけれ ば、逢見ん事努々有べからず、さらば、 父殺されて相見んも異成事なし、と宣 ふに、</p>	<p>廿四日備中守殿も美濃守殿館へ入り 給ひければ、則町の年寄五人の者召 つれ召出べしと被仰付故、皆々召連 れ出候處、白洲にはせめとほるべき 道具をかざり、さらばきらんづ有さ まにて、其前にかしこまらせ、被仰 出には、汝等が願ひ無益の事也、身 代りに立んといふも今一度父に逢ん 爲なるべし、願ひの如くになりても 先汝等を殺して後に父を免すべきな れば、逢ひ見ん事あるべからず、さ もあれば父殺されてあひ見ぬ事もか</p>

<p>17 あねかしこまりて、其ことはじめよりぞんじ知りぬ、めしかへらるゝにおいては、逢見ぬこともつゆうらみ奉らじといふ、</p>	<p>いちかしこまりて、其ことわりも初より存侍りぬ、召返さるゝにおゐては、逢見ぬ事も露怨み奉らじ、と云、</p>	<p>はる事なしとのたまへば、 姉畏りて申やう、其事もとく存じ奉り候、父の命さへ御免し被下候はゞ逢見ぬ事もいさゝか恨み奉らじと申上る、</p>
<p>18 この願、母をのこせるはいかにとのたまへば、命みなうしなはれんとて出たつ子に、むべしねとてゆるし候母や候べき、されば母にはしらせずしてこそまゐり候へといふ、</p>	<p>此願ひ母を残せるはいかに、と宣ふに、命みな失はんと出立子に、むべ死ねとて許し候母哉候べき、されば、母にはしらせずしてこそ参り候得、と云、</p>	<p>◆また此願ひに母を除きたるはいかにとあれば、我々命失はんと思ひ立つ子共にいかにも死ねと申す母や候べき、それ故知らせ不申参り候といふ、</p>
<p>19 さらばかゝるくるしみあり、かゝるかなしみありと、かすゞにのたまひあぐれば、かすゞにこたへてとゞこほる事なし、誠に死をきわめたるありさまなり、</p>	<p>かゝる苦しび有、かゝる悲び有、と数々に宣ひぬれば、数々に対して滯凝する事なし、誠に死を極めたる有様なり、</p>	<p>さあらばかゝる苦しみかゝる責ありと数々いひ聞かするに、たとへいかやうの苦しみなりとも受候べしと少しも滞りなく申上る處、◆</p>
<p>20 長太いかにとのたまふに、おそれながらおのれひとりのねがひもかきつけ候ぬとてさげ奉る、おや子のちぎり品かはり候へども、恩をうけたるにかはりなし、其うへ母おやの身がはりならばをんななるべし、ちゝのかはりにて候へば、長太郎がいのちめしあげられ候へとすゝみ出たり、とく初五郎はいかにとのたまふに、徳は色うごき、初</p>	<p>長太郎はいかに、と宣ふに、恐ながら、己独が願も書付候ひぬ、とて捧げ奉る、親子の契、品こそ替り候へ、恩を受たるにかはりなし、且、母の身代りならば女子なるべし、父の代りにて候得ば、長太郎が命召上られ候得、と進み出たり、とく、初五郎はいかに、と尋ね給</p>	<p>偕又長太郎はいかにとあれば、乍恐私獨りの願書有之候とて差出しぬ、親子のたね違ひ候へ共其恩をうけたるは同じ事にて、其上母の身代りならば女子なるべし、父の身代りにて候へばこの長太郎が命を召とらるべき事に候と進み出たり、とくはいか</p>

<p>21</p> <p>五はかしらをふりていなみたるさまなり、これまたあはれと見たまふ、</p>	<p>ふに、とくは色うごき、初五郎は頭をふりて、仰せいなみたるさまなり、是又憐れみ、</p>	<p>にとあれば色をかへたり、初五郎はかしらをふりぬ、是また哀れ也、</p>
<p>又こそめされんとて、其日はかくて歸りぬ、あくれば廿五日、父のきらるべき日なり、そのまへの夜に入りて、町をさへ下知あり、あす五人をつれて出よと、出るに</p>	<p>又こそ召れん、とて其日はかくて歸りぬ、明れば廿五日、父の斬べき日なり、其前之夜に入て、又辟ありて出るに、</p>	<p>又こそ召出されめとて其日は歸されたり、明れば二十五日父が切らるべき其前夜町年寄へ下知ありて、明日五人のものを召連出べしと被仰付たり、則二十五日五人のものを召連出候處に被仰渡けるは、</p>
<p>22</p> <p>この程のねがひあはれに聞こしめさるゝまに、江戸へうかどはせたまふほどに、父がいのちのべらるべしとて、らうごくへめしかへさる、子どもら先ありがたしとてかへりぬ、ことし未の年三月二日、又めしいだされて、太郎兵衛つみ深しといへども、大嘗會の赦としてののちをゆるして、北南天満三郷おひはらはせらるゝぞ、非常の大罪、なんぢらがねがひによりてゆるさるべきやうなけれど、ふびんの事に聞こしめしあげらるゝによりて、さて去年よりことしまでは、御評議ありて程すぎぬ、子どもらに御たたりなし、町内あはれみて、かたつくべきたよりあらば、いづかたにもたちよらすべし、</p>	<p>此程の願ひ、憐に聞こしめさるゝ儘に、高く聞え昇せらるゝ程、父が命延らるべし、とて牢獄へめし返さる、子供等有難しとて退出ぬ、年もかへりて、三月二日、又辟出され、太郎兵衛罪重しと雖、今年大嘗會行わるゝに付、大赦として命を免して、浪速の地をはらはせらる非常の大罪、汝等が願ひによりて免さるべきやうはなけれ共、不便と聞こしめさるゝによりて、去年より今年迄、公判のほど月日過ぬ、子供等に御崇なし、同巷憐て、片付べき使あらば何方へも良従すべし、</p>	<p>此程彼等が願ひ不便なれば江戸表へ伺ひ申の間、父が命さし延られ牢舎へめしかへさるゝ子供ともまづく難有そんじ奉るべきむねなれば、何れも先難有存じ宿へ歸りぬ、かくて元文四年三月二日、また候五人ながら召出され仰渡されけるは、太郎兵衛事死罪つみふかしといへども今年大嘗會行はれたる赦として命を御助け、大坂北南組天満の三口の地を御かまひ、汝等が願ひにて召赦さるゝにてはなけれども、願ひの志不便に思召あげられ、御評議もあればこそ去年より只今迄の程も過ぬ、子供共</p>

25	24	23
<p>このものがたりは、其町をさ金やなにがしが書つ</p>	<p>先四とせがほど逢見ざるべし、この後めぐりあはんも時あるべし、いとまをさせよとて、おほやけの庭上にてひきはさするに、おやは子をいただき、子はおやをさゝぐるやうにして、うれしなきになく、おほやけの君々よりかみなかしも、見とみきくとときくものみななく、道しある世のおほん恵み、申すも中々おろかなり、</p>	
<p>右孝子の事跡は、東都之北静盧先生之</p>	<p>先四年が程相見ざるべし、此後の逢遇も亦時あらん、暇をさせよ、とて引遇するに、親は子を抱き、子は親を捧るやうにして、歎喜之涙沙上に濺をなしぬ、東西の片伯より初め、大小の官人、見と見、聞と聞者、皆巾を沾さずと云事なし、是しかしながら、清明之御仁政、豈に庸人の舌頭に辱くせんや、</p>	
<p>右之趣其町の役人金屋何某の書記し</p>	<p>彼五人は誠に盈器なり、聖人の語を聞かずといへども、道は天理にして、闇に聖人の心に叶へり、好学の君子、こゝにおいて感慨なくんば有べからず、</p>	<p>先四年が間父を見ざる也、此後めぐり逢ん時もあるべし、暇をさせよとて引あはするに、父は子をいただき、子は父をさゝぐる様にして嬉し泣きになくばかり也、其座にあり合たる人上より下に至る迄いづれもなみだを流さぬ者もなかりき、見聞の人各袖をぞしぼりける、道ある御代の御恵み申すも中々おろかなり。</p>
		<p>はかまひなし、近邊のもの憐み片付くべき道もあらば何方へも身を寄せさすべし、</p> <p>願ひ出で願ひ出して、遂に二より遂父の命をに父の命を助く、</p>

けたるも見、人に語たるもき、おほやけにて見聞したるなどいふよりもつたへてしるしぬ、

梅園雑話と云書に載たるを、すこしも増減せず写す処なり、

たるを乞求めて

ねがひをつかさどるものは、市まきふたりなり、長太はやしなひ子なり、末ふたりはいはけなし、しかるを五孝子としるしたるはいかにといふ人あり、長太もとより同じ心に願ひたれば、かりの子のへだてなし、末ふたりが身にも、あねの心ゆきわたりてしたがふめれば、あねの心ものいはぬなり、五人の人は誠をみつるうつはものゝかずなり、みてたる誠はひとつなり、五孝子といふもまたむべならずや、

嗚呼、御仁政の厚きを仰ぐにあまり有、本人の重科、かく刎刑に事定りしを、孝子にめで、助命ある時は、御裁許をもどくの障りあり、依之、先刎刑の期を延引あり、翌年、大管会之大札あらせらるゝに依て、是に托して助命ありしは、かしこくも有難き広大之御仁沢、たれか是をあをがざるべけん乎、孝なる哉、五人の子、捨身してかく刎首に定まりし父の命を救べきは、天性の高徳にして、世にためしすくなき事どもなり、是元文三年戊午三月の事なりし、是を浪花に於て、元文の五孝子と称して、其時の美談とせり、再按ずるに、鄭の穎考叔が、其君莊公より賜わりし羹を母に与へしさへ、左氏伝に猶純孝と称す、五孝子の如きは、卑賤にして又不文なり、其孝子の卓偉なる事、穎考叔に勝るべき歟、僕近き頃、五孝子の伝をよんで感ずるのあまり、腰折一首を口号たり、唯一睡の謔言と、見る人ゆるしたまへかし、

之を元文の五孝子と賞す。これを元文の五孝子と賞す

題 標	官刻孝義録	乙 群
孝行者 長太郎 孝行者 とく 孝行者 初五郎 孝行者 いち	近世孝子伝	
是ハ元文三年十一月の事とかや	和漢孝義録	
大坂、長太郎	教統史譚	
勝浦屋長太郎兄弟五人		

署	署	署	署
五井純禎知識	誠之しるす	元文己未のとし三月廿三日	おさなくて父を救ひしいさおしは千と せの後も朽せざるらん
他 五孝子之狀、中井登庵記、爲實可觀、而文不溢鳴、同五子之孝也、蓋得諸天性、而古今之所希矣、			
跋 時丁文明、孝治斯成、羈貫韶皦、獲以輸其情、頑愚之徒、漏網吞舟、不亦孝感之所致耶、			
		元文四未年三月廿三日に寫し畢ぬ	

孝行者 まき

1 大坂橋通四町目の町人勝浦屋太郎兵衛といふものに五人の子あり、

大坂橋通りの第四街に住める商民にて勝浦屋太郎兵衛といふ者あり

大坂橋通四丁目ノ町人。勝浦屋太郎兵衛トイフ者ニ。五人ノ子アリ。

大阪橋通四丁目の町人。勝浦屋太郎兵衛といふものに五人の子あり。

2 兄ハ長太郎とて十七歳、次はいちとて十六歳、次ハまきとて十五歳、次ハとくとて九歳、末ハ初五郎とて七歳になれり、

長男ハ長太郎といひ養子にて時に十七歳なり次女を阿市といひ十六歳なり三女を阿政といひ十五歳なり四女を阿徳といひ九歳なり第五子を初五郎といひ七歳なり

兄ハ長太郎トテ十七歳。次ハイチトテ十六歳。次ハマキトテ十五歳。次ハトクトテ九歳。末ハ初五郎トテ七歳ニナレリ。

兄ハ長太郎とて十七歳。次ハいちとて十六歳。次ハまきとて十五歳。次ハとくとて九歳。末ハ初五郎とて七歳になれり。

3 それか中に長太郎は養子にて家名を淡路屋といふ、妹のとくを具しておなし所六町目にすみけり、

太郎兵衛廻漕の船なる載貨を賣却して其金を私しその船ハ海上にて覆没せしと詐りしが終に其事發覺して速へられ其獄三日の間市にさらして梟首といふに斷定せしを

ソレガ中ニ長太郎ハ養子ニテ。家名ヲ淡路屋トイフ。妹ノトクヲ具シテ。同ジ所六町目ニ住ケリ。

それが中に長太郎ハ養子にて。家名を淡路屋といふ。妹のとくを具して。おなじ所六丁目にすみけり。

4 然るに父の太郎兵衛回船に積たりし荷物をうり代なし破船してうせたりと欺きける科によりて、元文三年十一月に三日さらして獄門にかけらるべきむね聞えしかは、

太郎兵衛廻漕の船なる載貨を賣却して其金を私しその船ハ海上にて覆没せしと詐りしが終に其事發覺して速へられ其獄三日の間市にさらして梟首といふに斷定せしを

然ルニ父ノ太郎兵衛。廻船ニ積タリシ荷物ヲウリ代ナシ。破船シテウセタリト欺キケル科ニヨリテ。元文三年十一月ニ。三日サラシテ獄門ニカケラルベキ旨。聞エシカバ。

然るに父の太郎兵衛。回船に積たりし荷物をうり代なし。破船してうせたりと。欺きける科によりて。元文三年十一月に。三日さらして。獄門にかけらるべきむね聞えしかは。

5 さらせる日数のうち五人のもの町奉行所に打つれゆきて、我々五人の命をめて父か罪ゆるさせ給へといひ

五人の児等町奉行の廳に詣り哀訴して五人の命をさげもて父の死を贖はんことをかたく請ひければ

サラセル日数ノウチ。五人ノ者。町奉行所ニ打連レユキテ。我々五人ノ命ヲメシテ。父ガ罪ユルサセ給ヘト

さらせる日数のうち。五人のもの町奉行所に打つれゆきて。我々五人の命をめて。父が罪ゆるさせ

1	2	3	4	5
勝浦屋太郎兵衛と云者、	米船を盗とりさまくの謀計あらはれて、三日か間さらして、死刑に處せらるへきとて、十一月廿八日よりさらされる、	その子長太郎十二歳、むすめ市十五歳、まき同年、		翌二十三日夜もあけさるうちより、町奉行佐々氏まかり、
	享保のころ、廻船の荷物を内々にて売り渡し、そのほか罪ありて大坂町奉行にて吟味の上、その科きまり、晒しの上死刑にも申付け候積りの治定なりしが、	右の者、子ども三人あり。惣領は娘にて十三四、それより九つ七つばかりの小児ども、	日々牢屋門前に到りて、親の助命の事歎き悲しみ、叱り追いのけなどすれども、かつて聞き入れず、命を惜しまず昼夜寝食を忘れて歎きければ、	
舟子ありけり、★	元文年間、太郎兵衛は罪に坐し死刑に處せられんとしける時、	★其長男は養子にして、長太郎と云ひ其長女はいちと云ひ、其次女はまきと云へり。	其三人の子供は皆幼少なりけるが、悲むこと大方ならず、	遂に三人打連れて町奉行の家に至り、吾々を殺して父を助け給へと請ひける、
舟子あり、	元文三年、罪に坐して死刑に處せられんとす、	其女いちまき及男長太郎	皆幼なり、父の罪せらるゝを聞き悲しむこと大方ならず、	此に三人打連れて、町奉行佐々某の家に至り、吾々を殺して父を助け給へと請ふ、
に勝浦屋太郎兵衛と云ふ者がありました、★	元文年間に、太郎兵衛は罪ありて死刑にならふと致しました時、	★其長男は養子にて長太郎と云ひ、長女は、イチ、其次女はマサと云ひました、	三人の子供は何れも幼少でありましたが、此事を聞いて嘆き悲しむ事一方ならず	遂に健氣にも三人打連れて町奉行の家に至り申しますには

<p>8</p> <p>兩奉行立あひて、此事を尋き かれ、若し人のすゝめけるに やと、其所の者ともを呼て、 此事を知たるにやと糺明有け</p>	<p>7</p>	<p>6</p> <p>父の代に我々ともを刑せられ、 父を免し給れと、自筆の上書 して又なく願ける、また幼少 なる故、願の書もしとけなく、 殊に長太郎は養子に候間、我 等を失て給れと二女の書上た るに長太郎は某をも代りにと りて給れと書出ける、</p>
<p>此幼少の者にして、斯ること 心付とは餘りに不審儀なり、 誰か教へしものならんとて、 窃に人を出し之を探らしむる</p>	<p>町奉行深く其考^{アヤ}心に感じた れども、</p>	<p>而して二女は云ふ『長太郎は 養子にして義理あることなれ バ、吾等二人を殺して、父と 長太郎を助け給へ』と長太郎 は云ふ『私ハ養子にして父の 恩義も亦格別なれば、私を殺 して、二女と父を助け給へ』 と、互に死を争ふて止ざれば、</p>
<p>幼少の者の心付所にあらず、 誰か教へし者ならんと、窃か に探偵せしむるに、全く三人 の孝心より出でたるよしなれ</p>	<p>佐々某深く其孝心を感ずと雖 ども、</p>	<p>然して二女いふ、長太郎ハ養 子にして義理あることなれ バ、吾等二人を殺して父と長 太郎を助け給へと、長太郎曰、 私ハ養子にして父の恩義も亦 格別なり、私を殺して二人を 助け給へと、互に死を争ひて 止まず、</p>
<p>而し此の年少の者共が斯る 事柄に心付とは如何にも大 人氣である、何でも誰か 教たものであらうと窃かに</p>	<p>之を聞て町奉行は深く其孝 心に感じましたが、</p>	<p>何卒吾々を殺して父を助け て被下る様に』と願ひまし たが其内なる二人の女子の 云ふには、而し長太郎は養 子にて義理ある者でありま すから、私共二人を殺して、 父と長太郎を助て給はるや うに』と申しました、する と長太郎の云ふには 否々私は養子の身にて、 父の恩義も又、格別深ふあ りますから何卒私を殺し て、二人の女と父とを助け 給ふやうに』と三人は互ひ に父の爲に死を争ふて止ま せんでした、</p>

<p>れと、誰も曾てしらす、母は此事をしきりに制しぬれと、隠して三人出けるよし申、</p>	<p>9</p>	<p>10</p>	<p>11</p>	<p>12</p>	<p>13</p>
<p>に、全く三人の孝心より出たる由、</p>	<p>分りたれば、益々感じけるが、</p>	<p>さりとて素より聞届くべき願にもあらねば、厚く諭して歸らしめんとせしも、三人とも決心面に現はれ</p>	<p>三兒の思ひ入たるけしき、此事かなはずは、火にも水にも入ぬへく見て、</p>	<p>ふし沈み歎候有さま、上下皆見る不忍して、先さらしおける者をやめて、かさねて沙汰すへきとて、やうくにかへされけり、</p>	<p>さて其旨江戸に達し、御指圖有て、</p>
<p>人を以て其様子を探らせました、全く三人の孝心より出たる事が分りまして、</p>	<p>益感じけるが、</p>	<p>素より聞届くべき願にあらねば、厚く諭して歸らしめんとす、然るに三人とも決心面に現はれ、</p>	<p>若し許されざれば水に入りて死せんとする氣色なりしかりて死せんとす、</p>	<p>暫く父の死刑を延して家に歸らしむ。</p>	<p>其後三人のものは嘆願して止ざれば、遂に其至孝に感じ、</p>
<p>愈々感心されしも、</p>	<p>斯る事は聞届る筋にあらねば、能々諭して家に歸らせやうとしても三人の決心は堅く面に現れ、</p>	<p>若し聽かれざれば、水にも入りて死せんとす、</p>	<p>此事が御聞入れなければ、元より生てる甲斐なければ、海に身を投げて死でたとて聞入れません、</p>	<p>此に於て先ッ父の死刑の期を延べ、漸く家に歸らしむ、</p>	<p>後尚かはるくゝに歎願して止まず、之に因て遂に三兒の至孝を感じ、</p>
<p>御仕置きを延ばし、御城代</p>	<p>その訳奉行へ申立て、江戸表へ伺い遣すべき由にて、</p>	<p>御仕置きを延ばし、御城代</p>	<p>御仕置きを延ばし、御城代</p>	<p>御仕置きを延ばし、御城代</p>	<p>御仕置きを延ばし、御城代</p>

15	14	<p>まことに孝心の天に通ずるといえるも、偽りならぬ事なり。右は予、評定所留役を勤めけるころ、右の者赦願の事につき書留め取り調べて、あまりあわれなる事なればこの事も別に書き留めぬ。</p>	<p>その明のとし刑人は死罪をゆるして追放有けり、三兒の至誠人を動しぬること、誠にまれなるためしにこそ、</p>	<p>より伺いの上、</p>	<p>死刑を御赦し追放仰付けられし。</p>	<p>特典を以て太郎兵衛の死罪を赦されしとぞ。</p>	<p>特典を以て父太郎兵衛の死罪を赦されしとぞ。</p>	<p>父は三人の孝行に今更ながら其罪を耻ぢ深く感心して、遂に善人に立ち歸りま罪ヲ□フ、孝子ノ心人ヲシテ、目出度しく。</p>	<p>特別の思召を以て、父の罪を許されましたが、</p>
----	----	--	--	----------------	------------------------	-----------------------------	------------------------------	--	------------------------------

○通俗孝子伝

浪速の五孝子

一、うち首の高札

時は元文二年十一月廿三日、木津の川口に一の高札が建られた、物観高い浪速の町人は足を留めて、押合ながら夫を讀んで居る。

居船頭太郎兵衛こと、沖船頭新七と申す者と同腹いたし、秋田より浪速表へ米穀を廻送すべきの所、途中にて暴風暴雨に出會たるを幸ひ、難船致したるものと見せかけ、其實米穀は悉皆賣拂ひて不當の金錢を着服に及び、

米問屋を欺き候段、不埒につき、新七太郎兵衛兩名召捕の上、屹度相罰すべきの所、新七事不届にも行衛を晦まし、前後三年の今日に至るも所在不明に候につき、先づ罪科分明なる太郎兵衛を處罰し、來二十五日に斬罪に行ひ、其罪状を訊され候もの也
 犇めき合つて讀む人も、斬首と聞いては恟として、わが首でも落されるかのやうに頸を縮めて足早に行き過ぎる、中にも何や彼やと耳語合ふのは餘程の物數奇か、乃至は閑人と見える。
 『怖いこッだすえな』

『ほんまに！太郎兵衛はんとは全體何ッ方のお方はんやろな』

『太郎兵衛はんはな、橘町の居船頭はんやがな』

『はアさうか、偉いことしやりましたな』

中には橘町邊の者と見えて、商人らしいのが口を出す。

『あんたはん、お知はらんか、そら最う偉いコツとしてな、太郎兵衛はんが、ろりとならはると、後はほんまに氣の毒なもんどす、十六歳が最長で子供はんが五人、お神はんと一緒にお預けに成つて居やはるが、彼の人達ほどないになりますやろ、子供はんは科はおまへんがな』

『ほんまに！お預けの身分なら斬首の事も知りまへんやろ』

『罪の無いもんだす、子供は！父はんは牢屋へお客に行つたと思つてだす』

出船入船、豊に風を孕んで浪速の浦の賑は、昔も今も大坂に劣らぬもので在つた、西は長崎、東は堺の海の荒濤を乗つ切つた連中には、夙くも和蘭あたりの船と舳を並べて洵に物騒な人間が居たのである、鎖國の夢の圓なのを習々と異國の風が襲ふのは、長崎の浦風や浪速の濱風であつた、かくて大坂言葉は羽二重で撫るやうだが肝玉は却々太い。

茲に堀江橘町に居船頭の太郎兵衛と云ふのが在つた、頃は享保の末年、沖船頭の新七と云ふのを出羽の秋田へ遣つて奥州米を積ませたが、途中で思はぬ暴風雨を喰らつたので、板子一枚を疊の上よりも平氣な新七も、無慘や櫓は麻幹のやうに折れ、□は屋根板よりも脆く碎けては、五尺の身體は最う海底の藻屑と覺悟を極めたのである。

『野郎共、狼狽らない、疊の上でも死ぬときにや誰でも死ぬわッ』

一陣の狂風、谷を捲いて木の葉は綾と織るやうに、船は濤のまにまに揉まれて居る。悲つて軍馬が敵陣を衝くやうに、船は巨濤の峯から坂落し、かと思ふと谷底深く吸込れる、何の怨があるのか新七が船は颯りに颯られて、沈まば沈め、死なば死ねと、生命は其處へ投出したが、不思議や船は免あ

る浦に漂ひ着いたのである。死ぬの覺悟の胸には神の姿が宿るが、偕生となれば人は忽ち慾の化身となる、新七は問屋が許へ届ける筈の米は其儘賣飛して、水船を牽いて浪速へ歸つて來た、而して人知れぬ夜の更た頃、親方太郎兵衛が瀬戸口から窃ツと遣入つて、黄金をずらりと行燈の光に輝した。

『親方今度の暴風雨を喰つては助かつたのが不思議なくれえ、米は沈んだと云へば怪む者もありますめえ、米の身代金が親方これだけだ、は、は、は、賣やした、其處は如才もねえ新七、米はみんな賣やした、序に彼の水船も一始末つけやせう、ま、これで良え歳でも取らせて貰うかい、は、は、は』日頃は正直な太郎兵衛だが、山吹の花の盛を見せつけられては、とうとう慾にひかされて、之さへあれば女子供も良い正月が出來やうと、慾の兩手で慾の懷へ搔ツ込んで、天は知らうが、地は悟らうが、薄痴鈍の人間の知らう筈は無いと思つたのが、抑の誤謬、上意ツ、の聲に驚く間に早や兩手は背後へ廻つて終ひ、お白洲へ牽き出されて恐れ入つた時には、新七の姿は浪速の浦に見ることは出來なかつた、此罪に因つて斬首の高札は建られたのである。

太郎兵衛には五人の子供が在つた、十六歳のおいち、十四歳のおまき、八歳のおとく、これは天晴の男にする心算の長男初太郎は六歳、外に長太郎と云ふ養ひ子が在つたが、咎人の子は母と一緒に町長預の悲しい憂日を送るやうに成つた、小さな者は頑是ないが、おいちは最う人妻にも成らふと云う年輩である、父が身を案じてちらとの人の噂も耳から逸さない、廿五日……斬首……木津川口……太郎兵衛……新七……こんな噂が斷々に耳に響く、偕は戀しい父上は刃の鏽と消えるのであらうか、おいちは猶も様子を探れば、父は愈々二十五日にお處刑になるとのこと、彼女は棄れた頬を襟に埋めて凝と何事をか考へ込んだ。

二、お白洲のはらから

『あらッ、怖いッッ』

妹は何か可恐夢でも見たのか、細い悲い聲をあげた。

『まきちやん……まきちやん』

姉は傍から播起すと、おまきは眼を醒してきよろきよろして居たが

『あら、今のは夢でしたのね、まあ宜かつたこと！』

『まきちやん、何か怖い夢でも御覽だったの？』

『え、怖い夢！あのね、阿父さんが血だらけに成つてね……』

『あッ最ういや、まきちやん止して頂戴よ……けどもね、阿父さんはお前の見た夢のやうにお成りなのよ、あなたの夢は正夢よ』

『うそ！阿父さんはお赦免になると阿母さんが仰しやツたわ』

『それがね、まきちやん』

姉はいつしか起直つて居る、行燈の火は油に餓て自ら絶えさうである。

『さ、お起、姉さん咄たいことがあるのだから、寒くないやうにしてね』

おいは寝衣の上へ衣服を羽織らせて、二人は薄闇い行燈の傍に膝を突合せた。

『まきちやん、確りおしよ、ね、阿父さんは二十五日にね』

『お赦免になるのぢや無くつて？』

『ま、のんきな、斬首ですよ、阿父さんはお前、斬首にお成りですよ』

『ほんど？え、うち首？』

妹は惨憺たる夢を思ひ返して慄とする。

『姉さんが何で嘘を云ひませう、廿五日にね、斬首になると云ふ高札が木津の川口に建てると聞きましたの、私最う情け無くつてね、阿父さんは日

頃から神様を御信心なすつて、少しも狂つた事はなさらぬのに、矢ッ張り迷でせう、ね、迷と云つても御自分が榮耀榮華をなさらうと思つたのではありません、みんな私共に樂をさせたい、私共を喜ばせたいと思召たからの事ですよ、ね、まきちやん、思ふと私は奈何しても阿父さんを見殺しには出来ません、人交際も出来ない日蔭者になるのです、私は覺悟を決ました、姉さんの咄とは、まきちやん此處の事なのよ、私は覺悟を決たらね、お前は姉さんの代に成つて、未長く阿母さんのお側に居て下さいよ、解つて？え、まきちやん』

妹は靜に姉の云ふのを聞いて居たが

『それで姉さんは奈何なさるの？』

『姉さんはね、お生命に代らうと思ふの、お奉行様へお願するの』

『そんな事、お奉行様、許すの？』

『許しても許さなくつても！若しお許しにならなければ、姉さんは阿父さんのお伴をしやうと思つてるの』

十四歳の小娘には此智慧はなかつたものと見える、姉の決心を聞くと、おまきは始めて心付いたのである。

『姉さん私もお願するわ、あ、それよりか五人一緒に行きませう、姉さん一人よりか其方がお願するのにも効顯があるでせう』

『そりや効顯があるに相違ありません、けれども夫では阿母さんがお氣の毒でね』

『お氣の毒でも宜いわ、阿父さんさいお赦免になれば！』

おいは少時考へて居たが、屹度心を定めた。

『では寧そ左様しませう、とくや初太郎を残して置いて、大きく成つてから彼は各人の子だと後指さされるのも可愛さうね、けれども長太郎は義理ある中だから、残つて居て阿母さんの面倒見て貰ひませう』

『あゝ、それが宜い、それなら明朝四人で行きませう』

『いいえ、明朝とは云つて居られません、最う二十五日も明後日、那麼愚圖愚圖してると、まきちゃん駄目よ』

『なら、とくちやん起しませうか、初ちやんもね』

『あ、阿母さんのお目の醒めないやうにね、だが鳥渡お待ち、私一筆かきませうから』

おいは筆を執つたが、何と願書を書のかを知らない、彼様も此様もと考へた末に

親の代りに五人の子とは申ながら、長太郎は義理これある子に候、残り四人を父の代りに命をお取り下され候はば有り難く存じ参らせ候

太郎兵衛

子供

いち

まき

とく

初太郎

霜月二十三日

おいは之を懐に入ると、小さな二人を窃ツと喚起して表へ出たが、霜月末つ方の明方は白いものが結んで、四人の故宮は冷かに氷るのであつた、表へは出たものの四人は奉行所へ行く途を知らない、詮方なく長太郎を喚起して案内に立たせたのである、彼は始めておいちやおまきの決心を聞いて、是非共自分も其の一味に加へて呉と頼んだが、義理ある中と云ふので奈何しても聞いてくれない、彼は道々決心の臍をかためた、義理ある中なればこそ猶も進んで命乞をせねばならない、あれ見よ、長太郎の義理知ら

ずが、命惜しさに四人の者を見殺しにすると云はれるのは残念だ、自分一人は一人で宜しい、別にお奉行様へお願ひしやうと心を定めたのである。いつしか夜はあけた、五人の者は奉行所の門を叩いた。

『お願ひのことでムリです、お願ひのことでムリです』

『なんだ、お願ひだと、朝ッ原からお願ひも恐入るぜ』

門番はぶつぶつ云つて居る。

『恐入りますがお願ひでムリです』

『うるせえな、まだ駄目だ』

『それが大事のお願ひでムリです』

『おつと待つたり、娘の聲だ、占め占め、出来助さんお願ひでムリです、何が拙者にねがひなのか、お願ひと申しますのは、私や郎君に……なんつて来りや占め子の兎だ、はつくしよ……酷え霜だな』

無駄口をたたきながら門番は窓から見ると、五人の子供が寒さに震へて居る。

『おめえ達、まだ駄目だ、早えから又出直して来るが宜え』

『それが火急のお願ひでムリです、はい、どうも恐入りますが、人の生命に係はる一大事でムリです』

『人の生命と聞いちや捨置にもなるめえ、やれやれ困つたな、何が御訴状でも持つて来たい、おつと諸々、此方へよこしねえ、可愛さうに寒いだらう、その小せいのは四歳か、五歳か……六歳かい、感心にのう、ま待つて居ねえ、俺が如何にかしてやるから』

挨拶も聞かずに氣輕な門番の顔は消えて了つた、如何か如何かと、久しく待つうちに漸やうお白洲へ呼出された。

『其方達、父の命に代らうとの願、殊勝な心がけちやが、天下の御政道は寸分たりとも曲ることは相成らぬ、諄々申すとも當奉行所ではお取上げに

は成り難い、罷り立てッ』

お審理もなくして無情の言葉浴せかけられては、おいちち泣きより外にないのである、おまきは姉の背後に泣伏て居る、おとくや初太郎は唯怖いで顫へて居る。

『お役人様、どうかお慈悲でムります、親の斬首になりますのを』

『ならぬと申すのに』

『子供が奈何して安閑と見て居られませう、親に貰つた身體でムります』

『相解つて居る、ぢやが、ならぬ』

『親に貰つた身體を親に進せるのは不思議はムりませぬ、お慈悲にどうか』

『くだい、それもの共、引き立ていッ』

はッ、と云ふと棒で押立てやうとするが、おいちちおまきは、無慈悲な棒へ縋りついて

『お慈悲でムります、どうか御役人様、赦すと一言仰しやッて下さりませ、

四人の者のお願ひでムります』

『立てッ、立ちませう』

荒らかに引たてると、おいちち其手に縋つて熱い涙をはらはらと落す、女子の一心は涙と流れて奈何することも出来ない、この有様を見ては道の役人も法律の枉られないのを心憂く思つた。

『さらば重ねて詮議して取らせう、先づ今日の所は退つたが宜い』

仕方がないから役人も一時のがれの出鱈目を云ふ。

『有り難うムります、何卒私共の生命をお取り下さるやう、御詮議を願はしうムります』

『よい、よい、其方共の心の程は含み置く』

『お役人様、有り難うムります』

一時の間に合せと知らう筈はない、おいちちやおまきは嬉し涙を流して引下

つた、残念ながら長太郎は命乞をすることが出来なかつた。

其日のこと、大坂城代は偶々奉行所へ立ち寄つた、而して用事も終つて閑談するうちに、今朝の憫な物語を聞くと、餘りと云へば殊勝な心に動かされて、去らば明日呼出し、篤と其心底を吟味しやうと云ふことに成つた、其處で明日太郎兵衛が子供、残らず召連れ罷り出よと町長が許へ達してやると、薄々様子を聞いた町長は、さては子供達の真心が天に通じて、有り難い恩命に接する事かと、恐る恐る白洲へ出ると、これは又如何な事、罪人を責苦の道具は数を盡して怖ろしげに並べてある、あの棘のある鞭で發矢と頬を打たれたら奈何であらう、黒く油ぎつた鐵の棒で背を叩かれたら奈何であらう、あの太い繩で兩の手を縛られて、高い所へ吊上げられたら奈何であらう、重い首枷、重い□、これで責られたら奈何であらうと、思はず身の毛もよだつやうである。

『太郎兵衛娘いち、まき、とく、伴初太郎、養子長太郎、町長同道にて罷出たか』

一同は、はッ、と思はず頭が下る、正面には御城代が着座して居るのである。

『その方共、上を上とも思はず強訴するとは不埒千萬、定めし母親の入智恵であらう、不届ものめがッ』

大きな聲で荒肝を取挫がうとする、おいちち茲ぞ一生懸命である。

『恐れながら、いち事申あげます、お言葉ではムりますが、母は少しも存じませず、唯私共の心から父親の生命に代らうと思ひまして、お手数をかけまして誠に恐入ります』

『こらッ、いち、上を詐るとは不届ものぢや、白状せねば白状するやうにして白状させて見せるぞ』

『どのやうに仰せられましたも、はい、私共の生命は親に捧げましてムリ

ます、如何やうな責苦に遇ひましても厭ひませぬ、どうかお慈悲に父の生命をお赦し下さりますやう、はい、私共の生命はお公儀へ差上げます』

『不屈ものめ、責苦に遇はせるとは未だ申さぬのに、上を輕んずる今の口吻、拷問にかけても白状させねばならぬ、それッ』

はッ、と云ふと鬼の手に鞭は取上げられた。

『いち、父を赦すも赦さぬも、先づ其方を責殺してからぢや、それッ、擲てッ』

發矢！うたうとすると長太郎は我を忘れて走り寄つた。

『お役人様、母親の命乞なら女子でも宜しうムりませうが、父親の身代には萬望男の生命をお取り下さりませ、お慈悲でムります。』

『不埒者め、其方は養子の分際ではないか』

『はッ、申上げます、生の親より育の親とか申します、義理知らずの長太郎と人の後指さされるのが情なうムります、お慈悲にどうか私の生命をお取り下さりませ』

『左程に生命が捨たくば、其方の生命ばかりぢやないわ、上を上とも思はぬ不届者、五人揃へて生命を取るぞ』

『有り難うムります、親の身代りになりますなら、五人の生命は愚でムります』

『黙れ、太郎兵衛の罪は赦し難い、先づ其方達から責殺して父が命も打取るのぢや』

それでは恰で犬死である、けれども最う斯うなれば詮方ない、悄然としておいは頭を垂れた。

『據所ムりませぬ、せめて島流のお處刑位になりましたらとも思ひました、お公儀のお裁判とムりましては……はい、私共の一生を日蔭者で過しませうよりは、せめて一處に親の側でお殺し下さりませ、お慈悲でムりま

す、生耻を晒さうより、寧ろ死んだがましでムります』

之を聞くと城代の色は動いて來た、云つて宜ければ、揃ひも揃つて天晴な覺悟ぢや、と褒めたであらう。

『宜い、よい、最早責苦にも及ぶまい、追つて沙汰するであらう、町長、屹度其方に預けたぞ、退れッ』

恐る恐る町長は五人を引連れて歸つたが、藪を突ついて蛇を出すとは此事であらう、母も始終の様子を聞くと、世界が一時に闇く成つたやうに、他愛もなく袖を絞るのである、明れば二十五日、父の生命も今日が最後かと思へば母子は涙の袂を重ね合つて、道行く人の噂に耳を敬て居たが、又もや奉行所から罷り出よとの沙汰が在つた、さては可愛の子供迄の生命も取られるのか、最う泣いても仕方がない、母はせめてわが娘が死顔の美はしかれよ、心細くも彩つた、全體ならば十六歳のおいちが花嫁の姿を飾らん指先で、死に行く娘の後れ毛を搔上るとは、こんな慘なことがあらうかと母の泣くのも無理はない、五人は鬼に急き立てられて白洲へ出た。

『太郎兵衛が子供、みんな罷出たか、今日は其方達の父を斬首すべきの所、障る事があつて當分延引と相成つた、其方達も能くよく身を慎み、又の仰を相待つがよろしからう、さがれッ』

張りつめた絃が、矢も放さないのに、ぷつり切れたやうである、然し一同は情の籠る奉行の言葉に一縷の希望を繋いで居た。

冬もくれて元文三年と成つた、春は來ても母子が氷つた胸は溶く由もない、父は奈何なるのであらう、子の行末は如何なるのであらう、涙のうちに彌生の霞が花をこめて蝶は翻々離に迷うやうに成つた、三月二日、奉行所から又もや呼出があつた、如何なる仰を聞くものかと町長同道で罷り出ると『此度大嘗會を行はせらるゝに付、太郎兵衛の罪は重しと雖も、特に死を減じて浪速の地をば拂はせらる、汝等が願の筋によつて赦さるべき筈では

ないが、上に於せられても亦不憫に思召さる、今後四年が程は父子相見るの機も無いであらう、少時白洲に於て名残を惜むが宜い、子供等が上にはお構ひなし、此後とても町内にて随分と□はり取らせ、それぞれ身の立つやうに計らうが宜い、上の御情け、有り難く受けるが宜しからう』

嗚呼、仁政の有り難さよ、四年が程の牢屋住ひに甕れた父は九死を赦されて、父子諸共、喜の涙を流したのである。

おさなくて父を救ひしいさほしは

政 田 義 彦

千とせの後も朽せざるらん

元文の五孝子とて浪速に名高かつたのは之である。

(台湾・明道大学助理教授)